調達要求番号：6PY01AA0081

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
３３号建物入退室管理システム等更新		１５５	
		防衛大臣承認	－
		作成	令和８年１０月８日
		変更	
		作成部隊等名	朝霞駐屯地業務隊

１．総則

１．１　適用範囲

この仕様書は、３３号建物入退室管理システム等更新「以下、「本作業」」について規定する。

１．２　入退室管理装置

本入退室管理装置は、３３号庁舎に入退室する人員をインターホン、カメラ、電気錠等により一元的に制御、記録、監視等をするものである。

１．３　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　仕様書

1)　ＧＬＴ－ＣＧ－Ｃ０００００１　陸上自衛隊電子機器共通仕様書

2)　ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2)　ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００９　陸上自衛隊ＩＴ利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

b)　法令等

1)　大気汚染防止施工規則（昭和４６年厚生省・通商産業省令１号）

2)　情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）［防装庁（事）第３号（３１．１．９）］

3)　情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部実施について（通知）［装プ武第１８８号（３１．１．９）］

２．　製品に関する要求

２．１　一般要求事項

一般要求事項は、次による。

a)　３３号建物に立ち入る全てのものは、別に示す立ち入り申請書を施工開始１か月前までに中央情報隊情報処理隊長宛に申請するものとし、作業員は日本国籍を有するものとする。細部は、官側との調整による。

b) 入退室管理装置（周辺機器を含む）は、「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための装置について（通達）」及び「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）」に基づき、入退室管理装置（周辺機器を含む）のサプライチェーンにおいて、不正プログラムの埋め込み、情報の搾取、不正機能の埋め込みなどが行われるリスクへの対策などを行うものとする。また、この契約相手方は、設置後に官側から指示があった場合には、速やかに対象製品等の製造元などに関する資料を提出しなければならない。

c) 現在運用している入退室管理装置に登録されたユーザー情報を引継ぎ可能なこと。

d) ＩＴ利用装備品サプライチェーン・リスク対応についてはＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００９の２．１による。

e) 本仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

２．２　更新機器等

更新機器は表１によるものとする。

表１－更新機器

番号	品　名	規格等	数量	単位	備　考
1	ヒューマンインターフェースプロセッサ HIP	Windows11	2	台	
2	UPS	データ保護用	2	台	
3	連動コントローラ LIP	自立盤収納用	1	台	
4	ID コントローラ	CR 接続、4ch	1	台	
5	ID コントローラ	CR 接続、8ch	2	台	
6	フレーム	IDC-44	1	台	
7	フレーム	IDC-48	2	台	
8	ID コントローラ	CR 接続、8ch、自立盤収納用	1	台	
9	AM コントローラ	D140/D020 点、自立盤収納用	1	台	
10	カードリーダ	テンキー付	46	台	
11	指透過認証装置	カードリーダ内臓、テンキー付	4	台	
12	スイッチング HUB	8 ポート	4	台	
13	HUB 取付用マグネットキット		4	個	
14	電源ケーブル抜け防止金具		4	個	
15	UPS	入退室管理用	4	台	

番号	品　名	規格等	数量	単位	備　考
16	パトライト	SKP-M1JB-Y	1	台	
17	パトライト壁面取付ブラケット	SZK-103 型	1	台	
18	インターホン（親機）	JP-4MED　モニター付	1	台	
19	インターホン（子機）	JP-DA　カメラ付	2	台	
20	インターホン（子機）	JP-4HD　モニター付	1	台	
21	電気錠接続アダプター	RY-3DL インターホン用	1	台	
22	電源アダプター	PS-2420A	2	台	
23	卓上スタンド	JPW-S	2	台	
24	監視カメラ（全方位）	NC-9700	3	台	各階踊場等
25	監視カメラ（ドーム型）	NC-9620	4	台	屋外出入口付近等
26	カメラ延長器	P-3200	1	台	
27	レコーダー	8TB　NR-9000/08	1	台	
28	UPS	BY50F　映像監視用	1	台	
29	監視モニター	24E1N1200A/1　カラー 23.8 インチ	1	台	２Ｆ執務室
30	監視モニター	439P1/1　カラー　42.5 インチ	1	台	１Ｆ当直室
31	モニター壁面金具	CR-PLKG1	1	式	
32	HDMI エクステンダー	受信/同軸タイプ　DCE-U1H	1	式	
33	HDMI エクステンダー	送信/同軸タイプ　DCE-U1HT	1	式	
34	ケーブル	同軸ケーブル 100m、 LAN ケーブル 600m	1	式	
35	配管		20	m	
36	制御端末装置	キーボード、マウス	2	式	
37	予備品	DVD-R ドライブ	1	式	
38	予備品	栃木屋 300 番	5	個	
39	予備品	IDC11 系コントローラ用ヒューズ	1	式	

２．３　機能・性能等

a)　全般

1)　朝霞駐屯地３３号庁舎に入退室する人員に対し、入退室制御、記録及び監視を行えるものとする。この際、入退室記録は１年間、映像監視記録は１ヵ月以上の記録を残す。

2)　入退室する人員を監視カメラ等で撮影し、当直室及び執務室内でモニターによる監視を行えること。また、インターホン等により入退室者と映像を用いた会話・録画が行えること。インターホンの映像はインターホン本体で削除することができること。
監視カメラ等で撮影した映像は、１か月間の記録を残す。

3)　入退室に関する異常（不正侵入等）を表示（回転ランプ）及び警報の鳴動等で発報、通報できること。

4)　各扉の施錠状態及び警報状態をそれぞれ制御モニターにおいて色別で表示できること。また、異常発生時は異常内容を表示及びブザー等で通知できること。

5) 個人生体認証は、指紋認証（以下「生体認証」という。）とする。

6) 鍵は２階保全室のみ生体認証及びテンキーの２重鍵、それ以外はＩＣカード認証及びテンキーの２重鍵とし、扉には物理鍵を取り付けるものとする。

7) 全ての機器は、有線接続であること。

8) 停電時において入退室は１０分間以上、映像監視は１分以上の運用が可能なこと。

9) 制御端末装置２台は同等の入退室管理装置の制御が可能なこと。

10) 入退室に合わせ監視カメラによる記録が可能なこと。

b) 電気錠コントローラ

1) マルチテンキーリーダーの照合結果に基づき、警報及びブザー等による発報と電気錠の制御ができること。

c) マルチテンキーリーダー

1) カードリーダは非接触型であること。

2) テンキーはデジタル表示とし、２階保全室を除き認証操作ごとに数字の配列が切り替わること。

3) 施錠及び異常を示すランプ及び鳴動を備えるものとする。

d) 監視カメラ

1) 固定カメラは映像素子１／２．９型以上のカラーＣＭＯＳ及び最大解像度１９２０×１０８０以上とし、全方位カメラは映像素子１／３型以上のカラーＣＭＯＳ及び最大解像度１２８０×１２８０とする。

2) 固定カメラは水平方向３３～９４°±3°、垂直方向１９～５１°±3°（基準）とし、全方位カメラは水平方向１８６°、垂直方向１８６°（基準）とする。

3) 固定カメラは低照度間、近赤外線照明により撮影ができること。

4) 固定カメラ及び全方位カメラ共に内臓マイクを備えるものとする。

5) 動画圧縮方法はH．２６４／H．２６５／ＭＪＰＥＧに対応するものとする。

e) インターホン

1) ７型ワイドカラー液晶とし、１１５万画素以上とする。また、子機は１５０万画素以上とする。

2) ＳＤカード等に１ｆｐｓ／６秒で５００件以上録画できるものとする。

3) タッチパネル操作とし、ハンズフリーで会話できるものとする。

4) 子機に対し電源供給できるものとする。

f) **監視モニター**

1) 液晶とし、メインモニターはライブ監視及び記録・再生が可能なものとし、ＬＥＤバックライト２３．８インチ１６：９）以上とする。サブモニターはライブ監視のみとし、ＬＥＤバックライト４２．５インチ（１６：９）以上とする。

2) バックライトはＬＥＤ、視野角は水平１７８度／垂直１７８度以上とする。

3) 輝度２５０ｃｄ／ｍ２以上とする。

4) 映像入力は、デジタルＲＧＢ、ＤＶＩ－Ｄ（２４ピンＨＤＣＰ対応）×１、ＨＤＭＩ×２に対応すること。

5) １画面に最大４つのカメラの映像が同時に表示できること。また、映像の拡大ができ、簡易的な画像処理により顔等の輪郭が明瞭にできること。

３．現場管理

３．１　施工条件

a) **作業は原則として平日８時３０分～１７時１５分までとし、**時間外又は休日に施工等を行う場合については官側との調整によるものとする。

b) 当該役務の施工に伴う建物への損傷（破損・汚損）を防止するため、適切な資器材及び施工方法を用いて養生を行うものとする。

c) 施設等に損傷・汚損等を与えた場合は遅延なく監督官に報告するとともに、監督官の指示に基づき、契約相手方の責任において原状回復するものとする。なお、原状回復に係る費用は、契約相手側方の負担とする。

d) 作業終了時には、整理及び清掃を実施するものとする。

e) 役務現場及び許可された場所以外への無断立入等は厳禁とする。

f) 本作業の施工の履行により生じた廃材等は、請負業者が撤去処分するものとする。

３．２　安全管理

契約相手方は、必要に応じて保安灯などの危険防止措置を講ずるとともに、機会があるごとに作業員に対しても注意を喚起するものとし、安全管理を徹底するものとする。

４　品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5　その他の指示

5．1　提出書類

a)　契約相手方は、表２に示す書類を提出するものとする。

表２―提出書類

番号	名　称	数量	提出時期
1	一件書類（別途指示）	1	官側の指示による
2	立ち入り申請（別途指示）	1	施工開始の１ヵ月前まで
3	取扱説明書	1	作業終了後、速やかに

5．2　秘密保全

契約を履行する上で直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。また、契約相手方は、本契約の履行にあたり、立入りが必要な場合には、事前に官側へ申請し許可を得るものとする。

5．3　契約の履行体制

契約相手方は、契約の履行にあたり次の体制を確保しなければならない。

a)　履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下、「業務従事者」という。）を確保する。

b)　前記 a)の業務従事者が、この契約の履行で要求する特定の経験、資格、業績などを持つものとする。

c)　前記 a)の業務従事者が、前記 b)に掲げるもののほか、履行に必要もしくは有用な技術、または背景となる経歴、資格、知見、語学、業績及び文化的背景（国籍等）を持つものとする。

d)　前記 c)の業務従事者が他の手持ち業務などとの関係において履行に必要な業務所要に対応できる体制でなければならない。

5．4　官側の支援

a)　現地における官側が保有する電話、電力及び水当の無償使用

b)　現地における本契約の履行に必要な、官有器材及び施設等の無償利用

c)　その他、官側が必要と認めた事項

5．5　操作説明

契約相手方は施工完了後、入退室管理装置に関する操作説明を速やかに実施するものとする。

5．6　仕様書に関する疑義

本仕様書に定めていない事項で疑義が生じた場合は、官側と協議を行うものとする。

６　期間・場所

６．１　入退室管理システムの更新完了日

令和９年３月３１日（水）

６．２　その他

a)　通信機器間の疎通試験を含む動作確認については、更新完了までするものとし、細部時期及び要領については官側との調整による。

b)　本仕様書の対象設備が常に健全かつ安全に稼働するよう、将来的に年間２回の保守点検に加えて緊急時や突発的な不具合に早急に対応できる保守管理体制に留意してメーカーを選定すること。

c)　継続的な点検を確実に行うため保守点検マニュアルを作成し提出すること。なお、マニュアルには、保全整備計画書を添付すること。

６．３　場所

朝霞駐屯地３３号庁舎（３階建（昇降機なし））